

Title	台湾収集の地形図および地籍図について : その分析・活用と資料的価値
Author(s)	山本, 一; 荒武, 達朗; 片山, 剛 他
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター. 2007, 2, p. 121-140
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/26983
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

台湾収集の地形図および地籍図について —その分析・活用と資料的価値—

大坪慶之・山本一・片山剛・荒武達朗

はじめに

2006年8月19日～9月2日、台湾の国史館および中央研究院近代史研究所档案館において資料調査を行い、多くの地図資料を収集した。とりわけ南京市の江心洲が描かれた地図に重点をおいて探索・収集した。その結果、実見した地図はおよそ100幅にも及ぶ。ここで、江心洲を対象地域として選んだ理由は、2006年3月に台湾の国史館で「南京市江心洲37保地籍公佈図」（以下、「37保公佈図」と呼ぶ）と名付けられた近代的な方法・技術にもとづく地籍図を入手していたことによる。そして8月の調査の結果、「37保公佈図」と関係が深いと目される地籍図群と、1930年代～40年代に作製されたと推測される、江心洲を含む二種類の地形図とを発見するに至った。そこで本稿では、今回の資料調査で収集した地図を、「37保公佈図」とともに紹介する。紹介する地図資料は、江心洲全体の土地利用をはじめ、多くの詳細かつ興味深いデータを提供してくれる、非常に珍しく、かつ貴重なものである。しかし紙幅の関係もあり、その全てを紹介することは難しい。各種地図資料の細かい内容については、別の機会に譲ることにして、ここでは地図そのものに関する情報を中心に初歩的な紹介と考察を加えることにしたい。

なお、調査対象地域である江心洲は、南京市の西に位置する長江の沙洲である。面積は約15平方kmで、現在、行政区画としては、南京市建鄴区に江心洲街道として所属している。今回収集した地図が作製された1930年代から40年代にかけては、南京市の上新河区（1945年秋に第12区と改称）に属し²、そして江心洲内部は、34保から38保の五つの保に分かれていた（図1参照）。各保の位置関係については、本文中では特に言及しないので、以後、右の図1を適宜参照されたい。

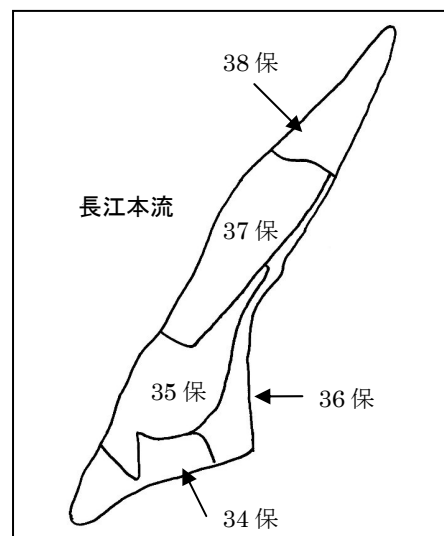


図1 江心洲各保位置図

1. 一万分の一南京市地形図について

今回の調査で収集した地形図は二種類ある。一つは、国史館所蔵の1932年製地形図で、

¹ 「2006年南京市江心洲調査報告」（本ニューズレター所収）において、「37保公佈図」を活用した若干の分析を行っている。そちらも併せて、参照されたい。

² 1935年以前における江心洲の行政上の所属については未詳である。1935年3月、南京市に郷区が設置されるに伴い、江心洲は南京市上新河区（郷区）の一部となる。その後、抗日戦争後の1945年秋に、上新河区は改称されて第12区となり、1949年には、江心洲は第12区から分離して、第15区となる。『南京市雨花台区土地管理志』（方志出版社、1998年）8頁、参照。

もう一つは、中央研究院近代史研究所档案館所蔵の1940年代後半に作製されたと推測される地形図である³。以下、二種類の地形図を紹介するとともに、それらを用いて江心洲の土地利用の変遷をみてみよう。

(1) 1932年製の南京市地形図

国史館所蔵の档案名「一万分一南京城廂附近図」⁴の中に、南京市附近の地形図が含まれている。これは、内政部地図審査委員会の要請を受け、参謀本部陸地測量総局が同委員会に送付したものである。本地形図に関する基本情報を示すと、以下の表1のようにになる。

表1 「一万分一南京城廂附近図」所収、一万分の一南京市地形図

档案の内訳	送付状など3頁、図表1枚(地図のグリッド。図2参照)、地形図16枚
寸法 縦×横(単位cm)	外寸: 47.0×55.5(用紙のサイズ) 内寸: 37.0×48.0(図が描かれている部分のサイズ)
縮尺	1/10000
作製時期	中華民国21年(1932)9月 航空撮影測図 中華民国21年(1932)10月 製版 中華民国21年(1932)11月 印刷
作製部署	参謀本部陸地測量総局

档案名からも分かるように、本地形図は南京市街を対象としたものである。そして、その対象範囲を示したのが図2になる。図2から明らかなように、この地形図に、江心洲は東側半分しか描かれていない。

次に、本地形図について気付いた点をまとめよう。まず経緯度であるが、それを示すグリッドは入れられていない。また、等高線⁵、行政区画(江浦県との県境)、長江本流や夾江(江心洲と南京市街地との間の長江支流)の流れの向き、南京市街地と結ぶ渡し舟の航路(二カ所)などが示されている。この他、土地利用を示す記号が二種類ある。この記号についての凡例は付されていないが、各々耕地・荒地を示すものと推察される。また、この地図には地名も書

表圖圖近附廂城京南一分萬一

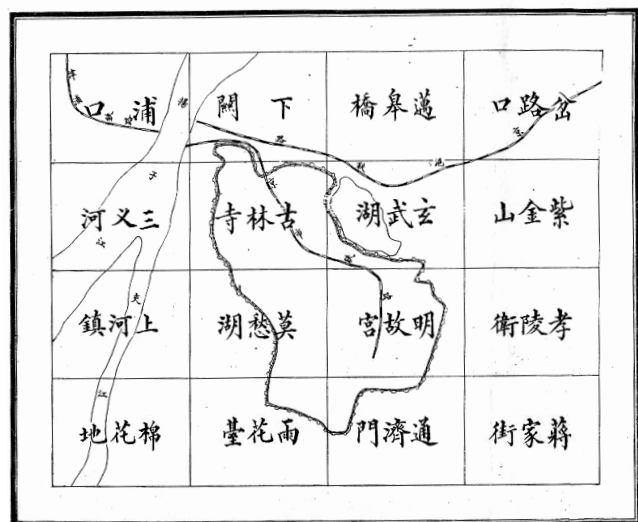


図2 一萬分一南京城廂附近図図表
(「一万分一南京城廂附近図」より転載)

³ 二種類の地形図の図像の一部は、片山剛「1947年前後作製の南京江心洲の地籍図と農村社会」(本ニューズレター所収)に紹介されている。

⁴ 目録番号: 125、案巻番号: 1133、内政部受領年月日: 中華民国26年(1937)5月10日。

⁵ 図の欄外に「標高 揚子江水道委員会の測す所の水点より起算せり」とあり、等高線の基準が示されている。

き込まれている。特に江心洲では、洲内の堤防や水路で区切られた区域に関して、それぞれ「〇〇洲」という形で、下位の洲名が付されている。この他、「上八股」「下八股」⁶といった表示も見られる。

ここで、本地形図と同一種類のものが、日本軍によって奪取されていたことにふれておきたい。1937年に日本軍が、南京の「参謀本部及陸地測量総局」で接收した地図をまとめたリストの中に、「一万分一図『南京城廂附近』十六枚」という記載がある⁷。日本が接收したこの外邦図を、本調査で収集した地形図（作製は1932年、作製部署は南京の参謀本部陸地測量総局）と対照すると、地図の名称、縮尺、枚数は完全に一致し、接收時期は作製年1932年の5年後の1937年であり、接收場所もまさに南京の「参謀本部及陸地測量総局」である。したがって、この二つは、同一種類の地図と断定してよいであろう。なお、日本軍がこの図を複製した可能性を考え、小林他2004、宮沢他編2007などを参照したが、該当するものを発見できなかった。

(2) 1940年代作製の南京市地形図

中央研究院近代史研究所档案館が所蔵している「各省分幅地形図」は、光緒33年(1907)～民国37年(1948)における中国各地の地形図を省ごとに整理した大部な地図資料である（中央研究院近代史研究所档案館編『近史所档案館蔵中外地圖目録彙編』全二冊、中央研究院近代史研究所、1991年、参照）。この地図資料の中に、「江蘇省南京市」と名付けて分類・整理された、縮尺一万分の一の地形図が五十六枚ある。現在、これらの現物を閲覧することはできないが、すでに電子化されており、Web上で検索・閲覧することが可能である⁸。五十六枚のうち、江心洲が描かれている七枚についての基本情報を記したのが、次頁の表2である。なお、この地形図は、現物の閲覧が不可だったため、一部の情報に不十分な点がある。ご容赦願いたい。

本地形図七枚は、地図が描かれている内枠の外側部分が切り取られているため、ふつうは内枠の外側に記載される作製年月日や作製者のデータが一切不明である。しかし作製時期については、一定の推測が可能である。第一に、国民政府時期に作製されたことは疑問の余地がないから、その下限は1949年4月（中国共産党による南京解放は4月）である。第二に、1932年製地形図と比べると、後述するように、江心洲における耕地増加、荒地減少が顕著であるから、作製時期は1932年から早くとも数年後であると推定できる。第三に、1947年に南京市農村部では、三角測量・導線測量をともなう地籍整理事業が展開され、その成果として、後段で紹介する江心洲の地籍図が作製される。そして、この測量事業のために南京市地政局は、1946年12月に空軍から「航空測量のネガ（「底片」）」を借用してい

⁶ これについては、片山剛「1947年前後作製の江心洲の地籍図と農村社会」（本ニューズレター所収）、参照。なお「上八股」は、後掲の1940年代後半作製の地形図では「上九股」と記載されているが、「上八股」が正しいようである。

⁷ 高木1941、221-222頁。なお、日本軍による外国製地図の複製については、小林2006などを参照されたい。

⁸ 「中研院近史所典藏地圖數位化影像製作專案計劃」URL：<http://140.109.14.77/map%5Fimh/default.asp>（2007年3月現在稼働中）。档案館で申請すれば、地図をB4サイズに縮小の上、印刷することができる。

表2 「各省分幅地形図江蘇省南京市」所収、一万分の一南京市地形図

档案の内訳	地形図は全部で56枚。うち江心洲が描かれている地図は7枚である（地図の枚数が多いため、以下では江心洲関係の7枚に限り、情報を掲載する）。					
档案番号	地図名	識別碼	総目	分目	番号	
	三叉河	3989	P	11	A-22	
	新河口	3997	P	11	A-30	
	上河鎮	3998	P	11	A-31	
	秦家花園	4006	P	11	A-39	
	棉花鎮	4007	P	11	A-40	
	頭関	4015	P	11	A-48	
雙閘	4016	P	11	A-49		
寸法 縦×横（単位 cm）	外寸：38.5×49.5 内寸：38.2×48.2					
縮尺	1/10000					
作製年月日	1947～48年ごろと推定（本文、参照）					
作製部署	不明（本文、参照）					

る⁹。「航空測量ネガ」を借用した目的は、地籍測量に役立てるためである。そして、空中写真が撮影されたのが、1946年12月から遠い時期ではあまり役に立たないから、撮影時期は1946年12月からあまり遠くない時期となろう。そして、航空測量用の空中写真を撮影した目的は、まさに新しい地形図を作製するためであろう。以上から、1947年ごろに、地籍整理事業と並行する形で、空中写真利用による地形図作製が進んでいたと推測される。

さて本地形図は、1932年製のものとは違い、その対象範囲に江心洲全体が含まれている。地図には一見、経緯度を示したかのような線が入れている。しかし、それは南京市北東にある紫金山第一峰を基準としたものであり、経緯度を表示したものではない（文末の図5も併せて参照されたい）。

また本地形図には、等高線、行政区画（江浦県との県境）、長江本流・夾江の流れの向き、南京市街地と結ぶ渡し舟の航路（五カ所）などが示されている。この他、土地利用を示す方法が二種類あり、これらには、やはり凡例が付されていない。二種類の方法のうち、耕地を示す方法は1932年製地形図と同じである（耕地の記号を規則正しく並べる方法で耕地を示している）。しかし、荒地を示すと推測される方法（耕地の記号を不規則に並べる方法で荒地を示している）は1932年製地形図のそれとは異なっている。また、特に大きな窪地（沼沢地）を示す描き方もある。記載されている地名については、洲内を堤防や水路で区切った区域に、下位の洲名が付されており、しかもその数は1932年製地形図のものより明らかに増加している。この他、本地形図に見られる特徴として、番号A30・A39の二幅が、他とは違い小さな水路（を示すと思われる線）まで書き込んだ詳細な地図になっている。これは、空中写真を用いた地図作製が行われるようになって久しい1940年代でも、図化に際して地図一幅ごとに個性があり、その内容に違いが見られることを示しており、興味深い¹⁰。

⁹ 国史館所蔵の档案、目録番号：125、案巻番号：1101「南京市地籍整理實際業務情形」参照。

¹⁰ この頃の地図作製に、空中写真が盛んに利用されたことについては、金・丘1984、155-159頁参照。また、当時の空中写真については、小林他2004が参考になる。

(3) 二種類の地形図よりみた江心洲の変遷

さて、上記の二種類の地形図については、その詳しい作製経緯がいずれも不明の状態である。しかし両者は、同縮尺で、かつ同一基準のグリッドを使用しているなど、類似の特徴を持つため、江心洲の経年変化を見るには都合がよい。1932年製地形図が対象とする範囲との関係から、比較可能な地域は江心洲の東半分（旧36・37・38保）に限られるが、二つの地形図を比べながら、1932年から40年代後半にかけての江心洲の変遷を簡単に見てみよう。

前述したごとく、地形図は両者ともに地図記号や表示方法の凡例がないが、どちらにも耕地・荒地をそれぞれ示すと推察される記号や表示がある。これらを見ると、1932年から40年代後半にかけて、特に旧36・37保において、明らかに耕地が拡大し、荒地・沼沢地が縮小していることを読み取れる。また、旧38保の場合は、堤防の増加が明らかである。そして、旧36・37・38保全体において、水路（排水路と考えられる）の数が増加し、その総延長距離が増大していることが明瞭である¹¹。つまり地形図から見る限り、江心洲ではこの十数年間に、排水路の整備や堤防の建設等によって、荒地や沼沢地が開墾されて耕地になっていったと考えられる¹²。これは、档案を用いた片山剛による考察結果とも符合しており、江心洲の開発過程を考える際の有用な資料となろう¹³。

2. 南京市江心洲の各種「地籍図」について

台湾の国史館には、これまで紹介してきた地形図とは別に、「地籍図」と呼ばれる地図が数種類存在する。それらには皆、宅地や耕地など、一筆の土地ごとに地番、地目、「所有権人名ないしは業権人名」¹⁴および「佃権人權名」¹⁵、面積などのデータが記載されている。縮尺は、一部にしか記載されていないが、これら地図が接合可能なことから、全て二千分の一の縮尺であることが分かる。また、青焼きの藍図を除き、他はすべて印刷物ではなく、線や文字を手書きしたオリジナルの地図であり、その意味で“原版”である。本稿では、これら地籍図を、紙質や書き込まれた情報などから、便宜的に以下の五種類に分類した。なお、名称に《 》が付されているものは、筆者が仮に名付けたものであることを示す。

①玻璃図：トレーシングペーパーに描かれた地図のうち、後掲の38保公佈図以外のものを指す。縮尺・方位・作製年代などの記載は一切みられない。「玻璃図」という档案名は、国史館あるいは旧南京市政府が档案を整理する時に付けたものであろう¹⁶。34保、35保、および全五保分の《修正図》（後述参照）の三種類

¹¹ ここに見られる水路は、江心洲在住の古老の話によると、全て排水用だったという。詳しくは「2006年南京市江心洲調査報告」（本ニューズレター所収）、参照。

¹² 片山剛「1947年作製の南京市江心洲の地籍図と農村社会」（本ニューズレター所収）参照。

¹³ 片山剛「江心洲地籍図をどう読むか」（本ニューズレター所収）も併せて参照されたい。

¹⁴ 以下、煩雑になるので、「所有権人名ないしは業権人名」をたんに「所有権人名」とのみ記す。

¹⁵ 「所有権人」「業権人」「佃権人」については、片山剛「江心洲地籍図をどう読むか」（本ニューズレター所収）参照。簡単に説明すれば、業権人はいわゆる一田両主制における田底権保有者を、佃権人は田面権保有者を、所有権人は田底権と田面権とを両有する者を指す。

¹⁶ これら地籍図は、元来、旧南京市政府（特に地政局）に保管されていた档案が、1949年に台湾に運ば

がある。後述するように、37 保・38 保の公佈図と比較して、「佃権人名」の記載が非常に少ないという特徴がある。

- ②《紙》：玻璃図と同じく、「佃権人名」の記載が非常に少ないという特徴があるが、紙に描かれている。縮尺・方位・作製年代などの記載もない。紙質は二種類あり、薄手のものは、档案整理時に誤って様々な档案名が付けられているが、実際は全て 35 保のものである。また厚手のものには、36 保が描かれている。名称は特にないので、とりあえず《紙》と表記する。
- ③地籍公佈図：薄手の紙（37 保の場合）、またはトレーシングペーパー（38 保の場合）に描かれ、地図中に「公佈図」と銘打たれたもので、37 保と 38 保の二保についてのものである。縮尺・方位の記載もある。作製年代は 1947～48 年と推測される¹⁷。各筆の「佃権人名」を記載した事例が、①②と比べて圧倒的に多い、という特徴がある。地図に書き込まれた「公佈図」という名称から、おそらく地籍調査の結果を公開掲示し、内容に誤りがないかを、所有権人・業権人・佃権人等に確認させるためのものと推測される。
- ④藍図：青焼きの地図。35・36・37・38 保の四つの保についてある。内容は、その原版にあたる①～③の各種地籍図と同じである。なお原理的には、藍図はその直接の原版となる玻璃図を青焼きしたものである。そして玻璃図は、それに先立つ何らかの原版をトレースしたものである。そこで、玻璃図にとっての原版とは何かが問題となる。可能性としては、紙に製図された地籍図となるから、②の《紙》や③の 37 保公佈図（無論、国史館に所蔵されていないものもあろう）、ないしは次の⑤の地籍原図が考えられる。
- ⑤地籍原図：厚手の白いボール紙に描かれている。1947 年 6 月に測量され、1947 年 12 月に製図化されつつあったものである。作製者は南京市地政局測量隊で、縮尺やグリッド名などに関する情報も記載されている。

この五種類の地図について、いくつか補足しておこう。まず①～④の地図であるが、これらは保ごとに区切られており、基本的にはひとつの保の区画内だけを描いている。全ての地図は接合可能であり、かつその体裁が似ていることから考えて、注 16 で言及した「繪製地籍公佈図」の計画の実施過程において、異なる段階、あるいは異なる目的・方針に応じて作製された地図と推測される。そして、③の地籍公佈図が、さしあたりの最終段階の

れたものである。国史館における档案整理の際に、中身をいちいち確認せずに、旧南京市政府が付けていた档案名をそのまま踏襲した可能性がある。

¹⁷ 南京の第二歴史档案館蔵、全宗：36、案卷：471「南京市江心洲扶助自耕農実験区業務実施計画」（档案作成は 1948 年 9 月 15 日～18 日と推定できる）に、江心洲扶植自耕農計画の一環として、地籍公佈図作製を含む土地測量について、「三角測量、導線測量、坵地清丈、計算面積及起数、繪製地籍公佈図、土地分類統計、複丈」の順序で、1947 年 3 月 1 日開始、1948 年 3 月 15 日完成、と記されている。そして、同档案には、1948 年 9 月時点における事業報告として「已完成。惟少数尚需複丈」とあるから、公佈図はその時点ですべて完成していた。したがって、国史館蔵の 37 保と 38 保の公佈図は、上記計画の実施過程で作製されたものと判断できる。

地図ということになる。

①玻璃図の中には、一部の区域だけを抜き出したものがある。その図は、当該区域の内容に新たな情報を加えたり、修正を施したりすることを目的に作製されたと考えられる。そこで、この図を仮に《修正図》と名付ける。この《修正図》からは、一部の情報しか分からないが、①～③に含まれる各種地籍図と重ね合わせることで、もとの地図にどのような修正を加えたのかを窺い知ることができる。

⑤地籍原図は、ひとつの保を対象に作製されたものではなく、同一のグリッド基準にもとづいて体系的に作製されている点で、①～④の地籍図とは大きく異なる（後述参照）。この地籍原図の性格づけは難しいが、後段で若干検討したい。なお、この地籍原図中の情報と①～④の地籍図中の情報との類似性からも、①～④の地図は1947～48年頃に作製されたものと推測できる。

以下では、①～④の各種地籍図について、基本的な情報を提示するとともに、そこから読み取れる事象を、保ごとに整理していくことにする。なお地籍原図については、その性格が他の地籍図と多少異なるので、行論の都合上その説明は次節に回すことにしたい。

(1) 34 保の地籍図

34 保に関する地籍図は、国史館の档案名「34 保玻璃図（図一）」の一種類のみである。これは前述したように、トレーシングペーパーに描かれた地図であり、地図そのものの名称や縮尺などの記載は見られない。地図は全十幅から成るが、このうち一幅は35保を対象としたものである（後述参照）。その基本的な情報を記したものが、表3である。なお、表3のなかの「位置表示」に見られるグリッドは、後述する地籍原図と共通のものである。

表3 34 保玻璃図

档案番号 目録一案巻一档案	位置表示	寸法 ¹⁸ 縦×横(単位:cm)	備考
321-1163-1	西2南1:7b	12.0×27.0	
321-1163-2	西2南1:6	31.0×29.0	
321-1163-3	西2南1:■ [*]	32.0×24.0	※ 地図の配置から、4と考えられる。
321-1163-4	西2南1:3	43.0×49.0	
321-1163-5	西2北1:18	29.0×43.5	この地図は35保の一部で、321-1168-2と同じ位置が描かれている。ただし、面積が小数点第4位まで記されている。
321-1163-6	西2南1:16	50.0×56.0	
321-1163-7	西2南1:12	52.0×56.0	
321-1163-8	西2南1:11	53.0×52.0	
321-1163-9	■ [*] :7a	48.0×40.0	※ 地図の配置から、西2南1と考えられる。
321-1163-10	西2南1:8	50.0×52.0	

¹⁸ 地籍図及び「修正図」の寸法については、地図の外枠が示されていないので、全て図の用紙全体のサイズである。ただし、トレーシングペーパーによる図は、トレーシングペーパーの端が変形・破損しているものも多く、寸法はおおよそのものである。

34 保玻璃図には、992 筆の地割が見られ、それぞれに地番、地目、所有権人名（および佃権人名）、面積が記されている。ただし、佃権人名が記載されているのは、わずか 2 筆である。34 保在住の古老万成功氏の話によると、1940 年代の 34 保は、他の四保に比べて、自耕農が多かったという¹⁹。また、当時の档案によれば、34 保には「小農」（土地の所有権をもつ自作農の意味と思われる）が多かったようである²⁰。したがって、「34 保玻璃図（図一）」に、佃権人名の記載が少ないのは、ある程度納得できるが、それでも少なすぎるように思われる。その意味で、公佈図作製の全過程における初期段階に作製されたもの、あるいは公佈図とは異なる方針で作製されたものと考えられる。また所有権人名の欄に、「関帝廟」、「土地廟」、「江心洲国民小学」、「墳」（共同墓地と考えられる）等の記載が確認される。この他、「公地」、「公有」も見られる。これらは、他保の場合には「市有」という記載が散見されることから、南京市の公有地である可能性があるろう。

34 保の地割、特に関帝廟附近のそれは、江心洲内の他保の地割の大部分が人為的で整然とした短冊形であるのに対して、短冊形のものは少なく、不定形の形状のものが多いという特徴がある。特に南京市街地に近い夾江側の集落は、地割の雑然とした集村であり、堤防沿いに一直線に並ぶ他保の宅地群とは一線を画している。これは、34 保が江心洲の南＝上流側に位置する、つまり、沙洲が最初に形成された地域であることと関係していると思われる。すなわち、34 保は比較的早期に自然に陸地化された地勢の比較的高い場所であり、そこに早くから多くの人に移り住み、集落を形成して、自然発生的な開発が進められたため、地割に計画的な要素が見られないと推測される。それに対して、他の保は陸地化が遅いため、人為的で計画的な開発が行われた結果、短冊形の地割が多くなったと考えられる。

(2) 35 保の地籍図

35 保に関する地籍図は、全部で三種類ある。その基本的な情報を示したのが、次頁の表 4 である。なお、表 4 のうち「種類」欄にある、玻璃図は「35 保玻璃図（図一）」、藍図は「卅五保地籍藍図（図一）」、《紙》は「江定郷 38 保図（図一）」にそれぞれ該当する。

まず保全体を表すものとして、「35 保玻璃図（図一）」、「卅五保地籍藍図（図一）」が存在する。そして保の一部しか対象としていないが、薄手の《紙》に描かれた「江定郷 38 保図（図一）」がある。これは名称に 38 保とあるが、実際は 35 保の一部を記している。これに加えて、表 3 で紹介した「34 保玻璃図（図一）」の档案に含まれる、档案番号 321-1163-5 の地図がある。これは、他の地図と接合した結果、35 保の北部、37 保との境界部分であることが判明している。また、「江心洲 37 保図（図一）」（档案番号 321-1169。1 巻 1 件）と名付けられた地図も存在する。これも、実際には 35 保の一部を描いたものであるが²¹、紙

¹⁹ 詳しくは、「2006 年南京市江心洲調査報告」（本ニューズレター所収）参照。

²⁰ 第二歴史档案館蔵、全宗：36、案巻：471「南京市江心洲扶助自耕農実験区業務実施計画」。また、片山剛「江心洲地籍図をどう読むか」（本ニューズレター所収）も同時に参照されたい。

²¹ この「江心洲 37 保図（図一）」の裏に「江心洲 37 保」と記されている。国史館あるいは旧南京市政府は、これをもとに档案名を付けたと推察される。ところで、この地図には地番 124 から 462 までの土地が描かれている。そして、たとえば地番 124 について「旱地、章栄甫、3.540 畝」というデータが、地番 461 について「旱地、唐光耀、(佃 魏金春)」というデータが記載されている。そして、これらはそれぞれ、「35

表 4 35 保各種地籍図

種類	档案番号 目録-案巻-档案	位置表示	寸法 縦×横(単位:cm)	備考
玻璃図	321-1174-1	—	51.0×58.0	余白部分に「已校对」とあり。
玻璃図	321-1174-2	西 2 南 1 : 2	50.0×55.0	
玻璃図	321-1174-3	—	53.2×53.2	
玻璃図	321-1174-4	西 2 北 1 : 22	47.5×30.0	端に「卅五保」とあり。
玻璃図	321-1174-5	—	23.5×37.2	
玻璃図	321-1174-6	—	26.0×36.0	余白部分に「已校对」とあり。
玻璃図	321-1174-7	—	48.0×76.0	余白部分に「已校对」とあり。
玻璃図	321-1174-8	—	20.0×25.0	
玻璃図	321-1174-9	—	50.0×74.0	
玻璃図	321-1174-10	—	58.0×47.0	《紙》の「江定郷 38 保図(図一)」 321-1168-1 と同じ部分。ただし面積は、小数点第 4 位まで。
	その他	「34 保玻璃図(図 1)」の 321-1163-5 が接合する。		
藍図	321-1196-1	—	53.2×53.2	図の左下に小さな紙を貼り合わせて増補している。「35 保玻璃図(図一)」の 321-1174-8 にあたる部分。
藍図	321-1196-2	—	53.2×53.2	
藍図	321-1196-3	—	—	紙は、小片。
藍図	321-1196-4	—	34.2×50.6	
藍図	321-1196-5	—	53.2×53.2	
藍図	321-1196-6	—	—	紙は、小片。
藍図	321-1196-7	—	75.0×51.0	
藍図	321-1196-8	—	60.4×73.0	
《紙》	321-1168-1	西 2 北 1 : 14	57.0×54.5	「35 保玻璃図(図一)」321-1174-10 と同じ部分。ただし面積は、小数点 第 3 位まで。
《紙》	321-1168-2	西 2 北 1 : 18	29×41.5	「34 保玻璃図(図一)」321-1163-5 と同じ部分。

面内に描くべきはずの数筆の土地を、紙面内に収めることができなかつた(描くには紙面外に紙を貼り足す必要がある)失敗図のようである。

35 保には、全部で 1294 筆の地割が見られる。地割にはそれぞれ、地番・地目・所有権人名(および佃権人名)・面積が記されている。佃権人名の記載は、「34 保玻璃図」よりは多いが、その数はやはり少ない。また所有権人名の欄には、「保国民校」(35 保国民学校の略であろうか)の名があり、学校があつたことが分かる。「保国民校」の北隣には、一見すると浮島のような、独特の地割が存在する。これは、1940 年代後半の地形図などには「秦家花園」と書かれている場所である²²。さらに江心洲の中で、ここにしか見られない「竹」という地目も確認できる。また、所有者の中には、「陸保長」という記載が見られる。これ

保玻璃図(図一)の地番 124 と地番 461 のデータと一致しているから、35 保の一部を描いた地図であることは明白である。

²² 南京市地名委員会編『江蘇省南京市地名録』(南京市人民政府、1984 年)の 255 頁、「江心洲公社概況」の東寿上村の説明に、「相伝清代、秦状元取本洲土特产作為寿礼奉送皇帝、故名寿带村。後以方位分東寿上、東寿下。」とある。この秦状元の別荘が秦家花園ではなかろうか。

は、陸姓の 36 保長を示すと考えられ、注意を要する。その他、土地の形状については、34 保とは異なり、江心洲に広く見られる短冊形の耕地が大勢を占めている。

最後に「江定郷 38 保図 (図一)」について、いくつか補足しておきたい。この地図中にある 321-1168-1 には、鉛筆で「江心洲卅八保」、「江定郷卅八保公佈図」と記入されている。実際の地図が 35 保を描いたものであることから、この鉛筆書きは誤ってなされたものと考えられると同時に、これが本档案に「江定郷 38 保図 (図一)」という名称が付けられた原因であると推測される。また地図中には、「另重絵」との鉛筆による記載もある²³。しかし、これらの記入の経緯や理由については、地籍図作製の全過程をふまえた今後の課題となる。またこの地図には、備考にも示したように、「35 保玻璃図 (図一)」321-1174-10 と同じ区域が描かれている。しかし、この地図が佃権人名を記載することが多いのに対して、「35 保玻璃図 (図一)」321-1174-10 は佃権人名を記していない。その違いを考えるうえで注意したいのは、この地図が、鉛筆で「江定郷卅八保公佈図」と誤記されている点である。後述するように、37 保と 38 保の公佈図には佃権人名の記載が非常に多い。すなわち、公佈図の場合は、佃権人名を記載する方針が採用されているが、一方、公佈図ではない地籍図の場合は、特に佃権人名を記載する方針は採用されていない、との推測が可能である。したがって、地籍図について、異なる目的・方針によってデータ記入のあり方が異なることに注意する必要がある。

(3) 36 保の地籍図

36 保に関しては、二種類の地籍図が存在する。一つは、厚手の《紙》に描かれた「江心洲 36 保図 (図一)」であり、もう一つは、青焼きの「卅六保地籍藍図 (図一)」である。その基本的な情報を示したものが、次の表 5 である。

表 5 36 保各種地籍図

種類	档案番号 目録-案巻-档案	位置表示	寸法 縦×横 (単位: cm)	備考
《紙》	321-1167-1	—	85×55.2	
《紙》	321-1167-2	—	同上	
《紙》	321-1167-3	—	同上	
《紙》	321-1167-4	—	同上	裏に毛筆で「江心洲卅六保」とあり。
《紙》	321-1167-5	西 2 北 1 : 4 西 2 北 1 : 9	同上	36 保以外の部分あり。他の保との境界部分を示したもののか。
《紙》	321-1167-6	—	同上	
《紙》	321-1167-7	—	同上	
藍図	321-1195-1	—	85×55.2	
藍図	321-1195-2	—	同上	
藍図	321-1195-3	—	同上	
藍図	321-1195-4	—	同上	
藍図	321-1195-5	—	同上	
藍図	321-1195-6	—	同上	

²³ この鉛筆書きは、321-1168-2 にも確認される。

表5に見られる通り、36保の地籍図は、二種類とも全て同じ大きさの紙に描かれている。また描かれている内容も、《紙》の図の321-1167-5を除く六枚と、青焼きの藍図六枚とが、完全に一致する。321-1167-5の地図は、36保の南西部分に接続するものだが、それには36保以外の地域(34・35・37保)も同時に描かれており、他とは性格を異にしている。はっきりとしたことは分からないが、おそらく他の保との境界を明示するために、参考として付されているのだろう。

36保には、合計945筆の地割が確認され、そこには地番・地目・所有権人名・佃権人名・面積が記されている。佃権人名も一部に記載があるものの非常に少なく、全体の1%にも満たない。所有権人名については、「36保国民小学」や「墳」(おそらく義葬地と思われる)の存在が目立つ。

次に、36保の地籍図を見て気づいた点を二つ挙げておこう。まず一つ目は、36保北部に、川べりから道が放射状に伸びる場所が存在することである。ここは、地形図と照合してみると、当時の船着き場であったことが分かる²⁴。これは、船着き場を中心に計画的に道が整備されていたことを暗示しており、注目に値する。二つ目は、ほとんどの耕地が、夾江や水路に垂直方向に細長く伸びる短冊形であることである。また宅地は、堤防沿いに直線的に並んでいる。これらの点は、江心洲の開発状況を示唆するものであり、非常に興味深い。

この他、36保の地籍図には、北から「寿代洲」、「紅馬地」、「龍門洲」という洲名が書かれている。この三洲の範囲は明示されていないが、地形図とともに、江心洲内の地域名称を窺わせる重要な情報である。

(4) 37保の地籍図

37保の地籍図も、二種類ある。一つは、「第十二区江心洲37保地籍公佈図(図一)」、もう一つは、「第十二区江心洲卅七保地籍藍図(図一)」である(次頁の表6参照)。

この二種類の地籍図も、36保と同じように、お互い全くの同内容である。37保には1142筆の地割が記されている。それぞれの地割には、地番・地目・所有権人名・面積が記載されているが、特徴的な点は、佃権人名の記載が全地割の約90%に見られることである。つまり、37保における業権・佃権等の一田両主制の実際を考察するうえで、非常に有用な資料である。

業権人については、34~36保に比べて、「従善堂」という善堂の業権保有地が目立つ。また一個人、もしくは輩行の同じ親族で、広大な土地の業権を保有している傾向が顕著である。しかも彼らが業権をもつ土地は、中国では時代を問わず散見するような、比較的小さい土地を多数分散しているのではなく、特定の区域に一円的な形で存在する。また耕地の形状も、水路や堤防の垂直方向に細長く伸びた短冊形が、大半を占める。そして堤防附近

²⁴ ここは、現在でも船着き場であり、現地で配られる観光案内には「紅光渡口」と記されている。また採訪を行った現地の古老によれば、解放前、ここは「新河口渡口」と呼ばれていたという。詳しくは「2006年南京市江心洲調査報告」(本ニューズレター所収)の採訪②、参照。

表 6 37 保各種地籍図

種類	档案番号 目録-案巻-档案	位置表示	寸法 縦×横 (単位: cm)	備考
公佈図	321-1173-1	——	85.6×55.8	名称、縮尺の記載あり
公佈図	321-1173-2	——	同上	
公佈図	321-1173-3	——	同上	
公佈図	321-1173-4	——	同上	
公佈図	321-1173-5	——	同上	
公佈図	321-1173-6	——	同上	
公佈図	321-1173-7	——	同上	
藍図	321-1194-1	——	85.6×55.8	名称、縮尺の記載あり
藍図	321-1194-2	——	同上	
藍図	321-1194-3	——	同上	
藍図	321-1194-4	——	同上	
藍図	321-1194-5	——	同上	
藍図	321-1194-6	——	同上	
藍図	321-1194-7	——	同上	

には、倉庫や機器房といった施設も確認される。

37 保公佈図の持つ特徴的な点の一つに、記載済みのデータを修正している箇所があることである。その方法には、①黒インクで二重線を引いて消去した上で修正、②朱で訂正の二種類がある。双方ともに、どのような経緯で訂正されたかは未詳だが、後者については、公開掲示を行った後に、所有権人や佃権人などの申告にもとづいて訂正した可能性があり、地図の性格を考える上で注意を要しよう。また、この公佈図からは、佃権人の住む家屋と、その佃権人が佃権を保有する耕地との位置関係が分かる。全体的な傾向として、佃権人は、家の近くに佃権を有する耕地を持つことが看取できる。

(5) 38 保の地籍図

38 保の地籍図は、全部で三種類ある。それを示したのが、次頁の表 7 である。なお、ここではトレーシングペーパーに公佈図が描かれている。しかし、この図は先述した玻璃図とは、明らかに性質が異なり、37 保の公佈図と同形式のため、公佈図に分類している。

まず、表 7 の「種類」で公佈図と分類したものについて説明しておこう。38 保を描いた公佈図は、二つの档案に分かれている。その一つが「二区江心洲地籍公佈図 (図一)」(档案番号 1176-1/2/3) であり、もう一つが「第 10、第 38 保図 (図一)」(档案番号 1177-1/2) である。これらは、国史館あるいは旧南京市政府による整理時に誤って分けて保存されたため、それぞれの档案に含まれる地図だけではセットとして完結しないものである。そのため初見時には、「はぐれ図」として一度は処理した。しかし再調査の結果、これら五枚は、図 3 のように接合することが判明した。そして、1177-1 と 1176-3 に付された名称の部分も拡大したのがその右の図 4 である。図 4 から明らかのように、この五枚の地籍図の正式名称は、「南京市第十二区江心洲第三十八保地籍公佈図」である。そして、この名称部分が離れて整理されてしまったために、意味不明の档案名が付されたと思われる。

表 7 38 保各種地籍図

種類	档案番号 目録-案巻-档案	位置表示	寸法 縦×横(単位:cm)	備考
公佈図	321-1176-1	—	53.5×86.0	用紙は、トレーシングペーパー。
公佈図	321-1176-2	—	56.0×71.0	用紙は、トレーシングペーパー。
公佈図	321-1176-3	—	52.5×64.0	用紙は、トレーシングペーパー。名称の下半分あり。
公佈図	321-1177-1	—	51.0×74.0	用紙は、トレーシングペーパー。名称の上半分、縮尺、方位あり。
公佈図	321-1177-2	—	55.5×84.5	用紙は、トレーシングペーパー。
藍図	321-1193-1	—	—	寸法は、上の五枚とほぼ同じ。
藍図	321-1193-2	—	—	寸法は、上の五枚とほぼ同じ。
藍図	321-1193-3	—	—	寸法は、上の五枚とほぼ同じ。
藍図	321-1193-4	—	—	寸法は、上の五枚とほぼ同じ。
藍図	321-1193-5	—	—	寸法は、上の五枚とほぼ同じ。

1177-1	名
1176-3	称
1176-2	
1176-1	
1177-2	

図 3
38 保公佈図

第 南
三 京
十 市
八 第
保 十
地 二
籍 区
公 江
佈 心
図 洲

図 4
名称の拡大図

次に青焼きの藍図五枚であるが、これも上記公佈図に誤った名称が付けられた影響であろうか、「江心洲地籍公佈図、第十、第卅八保地籍藍図(図一)」という奇妙な档案名になっている。しかし、実際に接合してみると、この五枚の藍図は、先の公佈図五枚と全く同じ内容であることが分かる。また藍図には、朱書きによる修正が数十カ所確認できる。公佈図を公開掲示した際に、所有権人や佃権人によって申告された訂正、あるいは南京市地政局側の独自の再調査による訂正の可能性はあるが、注意しておく必要がある。

38 保には 651 筆の地割がある。各筆には、37 保公佈図と同様に、地番・地目・所有権人名・面積が記されているが、佃権人名も 651 筆中 407 筆に記入されている。

したがって、37 保公佈図と同じく、業権・佃権の状況を窺うに絶好の資料である。そして、37 保と 38 保の公佈図のこのような特徴から、「公佈図」を冠する地籍図の場合は、佃権の状況を記載する方針で作製され、一方、34～36 保の“公佈図ではない”地籍図の場合は、佃権の状況を特に記載する方針が採用されずに作製されたのではないかと、この仮説が可能ないように思われる。

38 保の耕地の形状も、やはり水路や堤防に垂直方向に伸びた短冊形である。また、長江本流や夾江に面した堤防上には、宅地が一行に並んでいる。業権人の欄目には、「市地」や「崇善堂」が目立つほか、37 保と同様に業権の大量保有者が存在することも窺える。この他、「永定圩辦事所」の存在は、特筆に価するだろう。

(6) 各保の《修正図》

ここでは、各保の一部を抜き出し、新たに書き直したと考えられる《修正図》について

見ていく。前述のごとく、《修正図》は全てトレーシングペーパーに描かれた玻璃図の一種である。この図の档案名は「34・36・37・38 保玻璃図（図一）」であるが、実際には、35保も含めた全五保にわたっている。また、一枚の紙片に、複数の図が描かれていることもある。地割の中には、地目・所有権人名・面積などが記載されるほか、新たな地割を追加しているものもある。

《修正図》の中で特筆すべきは、分筆を窺わせる図の存在で、それは 36 保に見られる。そこでは、ある人物（死亡者と推測できる）が所有権（あるいは業権）を保有していた二筆の土地を、一方は息子兄弟四人と未亡人一人の計五人で、もう一方は、息子兄弟四人と娘一人の計五人で均分している。中国では、息子兄弟による均分相続が一般的とされるが、この女性も加わった珍しい形態は、大変貴重な情報である²⁵。

この他、《修正図》に関する情報は、表 8 にまとめたので、参照されたい。

表 8 34・36・37・38 保玻璃図

档案番号 目録-案巻-档案	位置表示	寸法 縦×横（単位：cm）	備考
321-1170-1	———	14.0×81.5	38 保を対象とする。所有権人名・佃権人名の名称変更が主な修正点。
321-1170-2	———	38.0×23.0	36 保を対象とする。女性も含めた均分相続を窺わせる図がある。
321-1170-3	———	19.4×50.0	37 保を対象とする。面積の修正、分筆の様子を示す。所有権人を複数化するために引かれた直線あり。
321-1170-4	———	38.0×50.0	34 保を対象とする。境界線の変更、及びそれにとともなう修正。
321-1170-5	———	38.0×50.0	36 保を対象とする。新たに堤や溝が描かれたものあり。
321-1170-6	———	40.0×49.0	35 保と 38 保を対象とする。所有権人・面積などの変更や、分筆が描かれる。
321-1170-7	———	38.0×50.0	37 保を対象とする。主に、境界線の変更を示す。

3. 江心洲の地籍原図

本節では、地籍原図について見ていくことにする。ここで、これらの地図を地籍原図と呼ぶのは、収められた地図の欄外右上に「南京市第十二区江定郷地籍原図」と書かれているものが存在するからである。地籍原図は、その档案名の「郊区地籍図（図四。西 1 北 1）」等から分かるように、「西 1 北 1」などのグリッド位置を示す記載が各地図にある。なお、国史館が所蔵する地籍原図は膨大な量にのぼるため、ここでその全てを紹介することは不可能である。以下では、対象が江心洲になっているものについて解説することにしたい。江心洲が含まれるものは計五巻あるが、その中に、民国 26 年（1937）に南京市街やその郊外の空中写真を青焼きし（縮尺は一千分の一）、これに墨を入れたもの（ただし作業途中）も大量に混ざっている。それらはいずれも江心洲を対象とするものではないので、ここで

²⁵ この相続の問題については、片山剛「1947 年前後作製の南京市江心洲の地籍図と農村社会」（本ニューズレター所収）も併せて参照されたい。

は省略させていただく。

表 9 郊区地籍図（南京市江心洲部分）

档案番号 目録-案卷-档案	位置表示	寸法 縦×横（単位：cm）	備考
321-1208-31	西 2 南 1 : 16	外寸：48.7×57.0 内寸：40.0×50.0	
321-1208-32	西 2 南 1 : 12	同上	
321-1208-33	西 2 南 1 : 11	同上	
321-1208-34	西 2 南 1 : 9	同上	
321-1208-35	西 2 南 1 : 8	同上	
321-1208-36	西 2 南 1 : 7	同上	
321-1208-37	西 2 南 1 : 6	同上	
321-1208-38	西 2 南 1 : 5	同上	
321-1208-39	西 2 南 1 : 4	同上	
321-1208-40	西 2 南 1 : 3	同上	
321-1208-41	西 2 南 1 : 2	同上	
321-1216-94	西 1 北 1 : 6	外寸：48.7×57.0 内寸：40.0×50.0	
321-1216-95	西 1 北 1 : 1	同上	
321-1217-102	西 1 北 2 : 22	外寸：48.7×57.0 内寸：40.0×50.0	
321-1217-103	西 1 北 2 : 21	同上	
321-1217-104	西 1 北 2 : 17	同上	
321-1217-105	西 1 北 2 : 16	同上	
321-1217-106	西 1 北 2 : 12	同上	
321-1217-107	西 1 北 2 : 11	同上	
321-1217-108	西 1 北 2 : 7	同上	
321-1217-109	西 1 北 2 : 2	同上	
321-1219-31	西 2 北 1 : 25	外寸：48.7×57.0 内寸：40.0×50.0	
321-1219-32	西 2 北 1 : 24	同上	
321-1219-33	西 2 北 1 : 23	同上	
321-1219-34	西 2 北 1 : 22	同上	
321-1219-35	西 2 北 1 : 20	同上	
321-1219-36	西 2 北 1 : 19	同上	
321-1219-37	西 2 北 1 : 18	同上	
—	西 2 北 1 : 15	—	欠落
321-1219-38	西 2 北 1 : 14	同上	
321-1219-39	西 2 北 1 : 13	同上	
321-1219-40	西 2 北 1 : 10	同上	
321-1219-41	西 2 北 1 : 9	同上	
321-1219-42	西 2 北 1 : 5	同上	
321-1219-43	西 2 北 1 : 4	同上	
321-1220-44	西 2 北 2 : 24	外寸：48.7×57.0 内寸：40.0×50.0	
321-1220-45	西 2 北 2 : 25	同上	
321-1220-46	西 2 北 2 : 20	同上	

まず、表 9 の「位置表示」について説明しておこう。これは、地籍原図で使用されてい

るグリッドである。ただしこのグリッドは、経緯度に基づくものではなく、南京市内のいずれかの地を原点としたものである。また、1940年代後半の地形図に見られたグリッドとも、原点を異にしている（地形図の原点である紫金山第一峰ではない）。なお、地籍原図のグリッドについては、文末の図6として提示しておいたので、併せて参照されたい。

以下、地籍原図の特徴を列挙しおこう。第一に、紙の材質は白いボール紙で、いずれも手書きの“オリジナル”である。第二に、これらの多くが作業途中のままであり、完成されたものが少ないという点がある。そのため種々のデータがすべて記載されているものは多くないが、基本的事項については、一部の地図にある記載から判明する。縮尺は、地図の欄外下中央に示されており、二千分の一である。作製者は、欄外左下に示されており、「南京市地政局測量隊」で、測量隊の分隊長・検査員・測量員の氏名も記されている。また欄外左上には、「中華民國三十六年十二月」と書かれている。さらに欄外右上に「中華民國三十六年六月 日測」との記載もある。以上から、この地籍原図は、南京市地政局が、1947年6月の測量データにもとづき、12月に製図を完了させる予定のものであったことが分かる。

第三に、地番の付け方は二種類ある。一枚の地図内での通し番号と、保ごとの通し番号である。各筆に関する記載事項は、基本的に前述の①～④の地籍図と同じで、地番・地目・面積などが書き込まれている。そして非常に興味深いのは、所有権人名と佃権人名に関する記載方法である。この地籍原図には、もともと鉛筆書きによる下書きがあり、それをインクで清書していくはずであったが、実際には作業途中で中断されているものが多い。鉛筆による下書きには、所有権人名だけでなく、佃権人名を記載したものもある。しかしインクで清書する際には、所有権人名しか記入しないという事例が多く見られる。つまり、この地籍原図の場合、佃権人名を把握してはいるが、最終的な清書では記載しない方針が採用されていると推測される。これは、前に推測した点、すなわち、用途・目的に応じてさまざまな地籍図が作製されることを如実に示している。第四に、面積の計算方法であるが、プランメーターを使用しない方法を取ったようである。そのことは、地片を三角形に細かく分けて計算をした形跡が残っていることから窺える。

さて、稲田清一の整理によれば²⁶、地籍を描いた地図には数種類あり、「原図」と呼ばれるものは、地籍整理事業の初期段階において、測量や現地調査（所有者等の確認）の結果にもとづいて作製され、地目・面積および暫定的な地番や所有者名が記載されている。そして、「原図」に準拠して公佈図が作製され、その公開掲示等によって所有者等の確認を得る。以上を経て、地籍整理事業の最終段階に作製されるものは「地籍図」と呼ばれ、地番・地目・面積は記載されるが、所有者名は記載されない、という。

江心洲の場合、特に公佈図において、佃権人名まで記載している点は、一田両主制の存在と、当時、江心洲が扶植自耕農実験区となっていたことと深く関連するであろう。複雑な地権関係を把握・解決して「耕者有其田」を実現するために、その実施の中核となる南京市地政局が、公佈図については佃権人名を記載する方針を採用したのではないかと推測

²⁶ 稲田清一「民国期、江浙における地籍整理事業の作業過程」（本ニューズレター所収）参照。

されるが、この点を実証するに足る資料は未発見である。

また、今回収集した江心洲の地籍原図は、上記整理における「原図」に該当するのか、それとも「地籍図」に該当するのかという問題がある。この問題を検討するには、いくつか考慮すべき点がある。たとえば、この地籍原図を「原図」と仮定すると、未完成の「原図」から公佈図を作製することは不可能である。しかし、今回収集したもの以外に、“完成した”江心洲の地籍原図が別に存在するならば、この問題は氷解しよう。この点を含め、今後、より広く資料を探索・収集していく必要があるが、さしあたりは断片的資料を掘り下げて分析するなかから、地籍原図の性格づけについて考えることにしたい。

4. 各種地籍図にみる江心洲の開発状況

これまで見てきたように、江心洲を対象とした地籍図には、1940年代を中心とした江心洲の詳細な情報が含まれていた。そこで本節では、これらの情報をもとに、当時の江心洲の様子について、初歩的な考察を行ってみよう。

まずは土地利用状況であるが、江心洲の土地のほとんどは耕地で、地目は「旱地」とされている。耕地の形状は、34保の関帝廟附近を除いて、ほぼ全洲にわたって水路や堤防に対して垂直方向に伸びる短冊形である。また一筆当りの面積も、10畝前後のものが多く、比較的大きい²⁷。一方、宅地は34保の関帝廟附近に、自然発生的に形成されたと思われる集村はあるものの、江心洲全体では、堤防に沿って一直線に並ぶ傾向がある²⁸。これらのことは、江心洲の開発が上流側の34保では自然発生的に始まったが、ある時期からは計画的な開発に切り替えられて、下流側の37・38保へと進んでいったことを推測させる。1932年と1940年代後半の両地形図を比較した際に見られた、耕地と目される区域の拡大も、このことを裏付ける傍証となる。

おわりに

以上、台湾で収集した地形図と各種地籍図について概観してきた。これらの地図からは、1930年代から40年代にかけての、南京市江心洲に関する詳細なデータが得られる。特に各種地籍図は、有用なデータを満載している。そして管見の限り、このように精密な地図を活用した研究は、今のところ皆無に等しい。これは、これら地籍図が大変貴重な資料であることを物語っている。また地形図も、江心洲全体を把握するのに便利であり、かつ約15年の隔たりをもつ二種類の地図があることにより、時期による同地域の経年変化を追うことを可能にするものであり、やはり非常に価値が高いといえよう。

今後の課題として、さしあたり二点が挙げられる。第一は、いまだ十分に解明されていない各種地籍図の作製過程を明らかにし、それを民国期の土地調査事業史の中に位置づけていくことである。それには、本科研メンバーの一人である小林茂が述べているように、

²⁷ 古老の話によると、1940年代には、一筆の耕地内の全ての土地が耕作可能であったわけではないようである。詳しくは、「2006年南京市江心洲調査報告」（本ニューズレター所収）参照。

²⁸ これは、江心洲全体がすり鉢状の形をしており、水害から家屋を守るためであったと考えられる

近代東アジアにおける土地調査事業の広がりという観点も必要となってこよう²⁹。またその際には、小島泰雄氏がコメントしているように、「中国において地籍図はなぜ貴重なのか」、「日本において地籍図はなぜ基本なのか」という視点も重要になってこよう³⁰。

第二は、地籍図に記されたデータを、档案をはじめとする文字資料や実地調査で得られる知見と照らし合わせていくことで、農民の生活空間という視点から中国農村社会の具体像を再構成し、その実態を浮かびあがらせることである。これにも相当の困難が予想されるが、2006年12月に南京で実施した档案収集や実地調査の結果、“中国農村の細密画”を描くことは一定程度可能であるとの感触を得ることができた。

参考文献

小林 茂 2006「近代日本の地図作製と東アジア—外邦図研究の展望—」『E-journal GEO』1-1、52-66頁。

小林茂・渡辺理絵・鳴海邦匡 2004「アジア太平洋地域における旧日本軍の空中写真による地図作製」『待兼山論叢（日本学編）』38、1-24頁。

南京市雨花台区国土管理局（編）1998『南京市雨花台区土地管理志』方志出版社。

高木菊三郎 1941『外邦兵要地図整備誌』（藤原彰（編）1992『十五年戦争極秘資料集 第30集 外邦兵要地図整備誌』不二出版社、364頁として影印復刊。頁数はこれによる）。

宮沢 仁・高槻幸枝・大浦瑞代・内田忠賢（編）

2007『お茶の水女子大学所蔵外邦図目録』お茶の水女子大学文教育学部地理学教室。

金応春・丘富科（編著）1984『中国地図史話』北京、科学出版社、177頁。

²⁹ これについては、小林茂・渡辺理絵「近代東アジアの土地調査事業と地図作製」（本ニューズレター所収）参照。

³⁰ このコメントについては、小島泰雄「日本の地籍図 中国の地籍図」（本ニューズレター所収）参照。

図5 「各省分幅地形図江蘇省南京市」全体グリッド図

	-23~-20	-19~-15	-14~-11	-10~-6	-5~-1	-1~3	4~8	9~12	13~17	18~22
20~17					A-1 九里埂	A-2 葛橋				
16~13				A-3 卸甲甸	A-4 大溜	A-5 通江集				
13~10				A-6 梅官營	A-7 宮房	A-8 烏龍山	A-9 窰頭鎮			
9~6			A-10 浦鎮	A-11 七里洲	A-12 燕子磯	A-13 伏家橋	A-14 甘家巷			
5~3			A-15 浦口	A-16 下関	A-17 邁皋橋	A-18 岔路口	A-19 呂家山	A-20 徐崗頭	A-21 樺墅村	
2~-1			A-22● 三叉河	A-23 三牌樓	A-24 玄武湖	A-25 紫金山	A-26 仙鶴門	A-27 東流鎮	A-28 許巷村	A-29 孟塘村
-2~-5		A-30● 新河口	A-31● 上河鎮	A-32 莫愁湖	A-33 明故宮	A-34 孝陵衛	A-35 麒麟門	A-36 鹵村	A-37 侯家塘	A-38 湯水鎮
-5~-8		A-39● 秦家花園	A-40● 棉花堤	A-41 雨花台	A-42 通濟門	A-43 高橋鎮	A-44 滄波門	A-45 北上莊	A-46 窰崗	
-9~-12	A-47 西江口	A-48● 頭関	A-49● 雙関	A-50 安徳門	A-51 夾江門	A-52 上方門				
-13~-15		A-53 大勝門	A-54 西善橋	A-55 大淀坊	A-56 排頭村					

- 凡 例
- ※1：●は江心洲関係。
 - ※2：経緯度 0 のポイントは紫金山第一峰の頂上。三角点あり。グラフの縦軸と横軸の数値は、各地図に表記されているもので、経緯度 0 との位置関係を示す数値と思われるが詳細は不明。

備 考

図6 江心洲地籍原図グリッド図

					西1北2 エリア	西1北2:2 1217-109
						西1北2:7 1217-108
			西2北2エリア		西1北2:11 1217-107	西1北2:12 1217-106
				西2北2:20 1220-46	西1北2:16 1217-105	西1北2:17 1217-104
			西2北2:24 1220-44	西2北2:25 1220-45	西1北2:21 1217-103	西1北2:22 1217-102
			西2北1:4 1219-43	西2北1:5 1219-42	西1北1:1 1216-95	
		西2北1エリア	西2北1:9 1219-41	西2北1:10 1219-40	西1北1:6 1216-94	
			西2北1:13 1219-39	西2北1:14 1219-38	西2北1:15 (欠落)	西1北1エリア
			西2北1:18 1219-37	西2北1:19 1219-36	西2北1:20 1219-35	
			西2北1:22 1219-34	西2北1:23 1219-33	西2北1:24 1219-32	西2北1:25 1219-31
			西2南1:2 1208-41	西2南1:3 1208-40	西2南1:4 1208-39	西2南1:5 1208-38
西2南1:6 1208-37	西2南1:7 1208-36	西2南1:8 1208-36	西2南1:9 1208-34			
西2南1:11 1208-33	西2南1:12 1208-32					
西2南1:16 1208-31		西2南1エリア				西1南1エリア